

令和6年9月10日招集

令和6年

第5回若桜町議会定例会会議録

(令和6年9月20日)

若桜町議会事務局

令和6年第5回若桜町議会定例会（第3号）

| | | | | |
|--|----------------|---------|-----------|---------|
| 招集年月日 | 令和6年9月20日 | | | |
| 招集の場所 | 若桜町役場（若桜町議会議場） | | | |
| 開 会 | 午前10時00分 | | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 谷 口 貴 | 6番 | 山 本 晴 隆 |
| | 2番 | 森 田 二 郎 | 7番 | 川 上 守 |
| | 3番 | 梶 原 明 | 8番 | 中 尾 理 明 |
| | 4番 | 山 本 安 雄 | 9番 | 小 林 誠 |
| | 5番 | | 10番 | 山 根 政 彦 |
| 不応招議員 | | | | |
| 出席議員 | 1番 | 谷 口 貴 | 6番 | 山 本 晴 隆 |
| | 2番 | 森 田 二 郎 | | |
| | 3番 | 梶 原 明 | 8番 | 中 尾 理 明 |
| | 4番 | 山 本 安 雄 | 9番 | 小 林 誠 |
| | 5番 | | 10番 | 山 根 政 彦 |
| 欠席議員 | 7番 | 川 上 守 | | |
| 地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者 | 町 長 | 上川 元張 | 教 育 長 | 盛田 恒司 |
| | 副 町 長 | 川戸 伸二 | 政 策 統 轄 監 | 武田 詩 |
| | 教育委員会次長 | 下石 裕美 | 総 務 課 長 | 山口由企夫 |
| | 町 民 課 長 | 川戸 康之 | 企画政策課長 | 谷本 剛 |
| | 会 計 管 理 者 | 谷口 国彦 | 福祉保健課長 | 藤原 祐二 |
| | 税 务 課 長 | 山本 賢一 | 地域整備課長 | 竹本 英樹 |
| | 地籍調査課長 | 矢部 広一 | 経済産業課長 | 中島 毅彦 |
| | 農業委員会事務局長 | 小林 貴之 | | |

会議の顛末
本会議（9月20日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議長（山根政彦）

議案第52号 令和5年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和5年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会副委員長梶原明議員。

決算審査特別副委員長（梶原明）

若桜町議会報告第11号 決算審査特別委員会審査報告書。1、付託案件の名称、議案第52号 令和5年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和5年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

2、審査の経過。令和6年9月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月12日、13日、17日の3日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので審査の結果を次のとおり報告します。

審査の結果、当委員会に付託された議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号は認定すべきものと決定しました。以上となります。

議長（山根政彦）

ただいま委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。8番中尾。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（中尾理明）

反対討論。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。私は議案第52号令和5年度一般会計決算に反対の討論を行います。まず、議案反対箇所を述べます。款3民生費、項1社会福祉費、目7同和対策費中同和対策事業費解放同盟高野支部への補助金112万5,000円であります。私が問題と思うのは、支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だと考えるからです。より重要なのは、同和対策特別事業は当該地区の特別法である地域改善対策特別法が2002年3月末で失効しており、もはや法的根拠を失っていることです。このまま補助が続けば地区の固定化にもつながりかねません。

一方、2016年につくられた部落差別解消推進法により、当該事業の継続を主張する意見がありますが、法律は理念法であり、審議の過程で参考人などから多くの批判がなされ、衆議院法務委員会で法の運用について、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう留意するなどの附帯決議が行われた経緯もあり、このことを十分認識していただきたいものと思うものです。かつて、若

桜町議会教育民生常任委員会は、調査研究先として和歌山県旧吉備町、現在の有田川町を訪れ、私も参加しました。対応された教育長さんが同和事業は終結し、地区内外の垣根を払い、町民一丸となってまちづくりに取り組んでいると報告を受け、感動した覚えがあります。

さて、現在の有田川町の2016年12月議会一般質問でM議員が町長に部落差別解消推進法について質問したことに対し、町長はこのような法案ができたこと自体、本当に悲しいことだと述べるとともに、同和問題は全国に先駆けて住民主導によるドーン計画により平成8年に完結した。今まで苦労して同和問題を完結してくれた方々のためにも、その方向で進んでいくと力強く答弁されたことが有田川町第44号議会広報に掲載されています。全国の進んだ自治体に学び、1日も早い同和事業の終結を望み、本決算に対する反対討論を終わります。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

最初に討論のあった議案についての採決を行います。

議案第52号についての採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

議案第52号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続いて討論のなかった議案についての採決を行います。

議案第 53 号から議案第 62 号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第 53 号から議案第 62 号までは委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号から議案第 62 号までは委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 2

議案第 69 号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 69 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3

議案第 70 号 若桜町総合整備計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 71 号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 75 号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第75号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
暫時、休憩いたします。

(追加日程配布)

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りします。
ただいま町長から議案第76号、議案第77号が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。

議案第76号、議案第77号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第76号 財産の取得について、を議題とします。
提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第76号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、1 財産の内容、ピステンブーリー400V 1台。2 契約の方法、随意契約。3 契約の相手方、東京都千代田区内神田1丁目4番2号、スノーシステムズ株式会社 取締役社長 山口潤。4 取得金額、金59,983,000円。5 取得の目的、スキーシーズン中の安定した稼働、作業効率の向上等を図ることでゲレンデを良好な状態に保ち、安全確保対策を図る。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第76号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第2

議案第77号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第77号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、次の者を、若桜町教育委員会の委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

住所、八頭郡若桜町大字屋堂羅〇〇番地、氏名、伊井野早苗、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6

陳情第5号 持続可能な学校の実現をめざす実行性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情書、請願第

9号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書、請願第10号 現行の保険証とマイナ保険証の選択性を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を上げるよう求める請願書、請願第11号 年金積立金の活用で物価上昇を上回る年金引上げを求める意見書提出についての請願を一括して議題とします。本件に関し、総務産業教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員会委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第12号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第5号持続可能な学校の実現をめざす実行性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情書。2審査の経過、令和6年9月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため9月19日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。3審査の結果、当委員会に付託された陳情第5号は不採択とすべきものと決定しました。若桜町議会報告第13号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第9号訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書。2の審査の経過は先ほどと同文ですので割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託された請願第9号は不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第14号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第10号 現行の保険証とマイナ保険証の選択性を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を上げるよう求める請願書。2の審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託

された請願第10号は不採択すべきものと決定しました。若桜町議会報告第15号総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第11号 年金積立金の活用で物価上昇を上回る年金引上げを求める意見書提出についての請願書。2の審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。3 審査の結果、当委員会に付託された請願第11号は不採択すべきものと決定しました。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（森田二郎）

はい。2番森田。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（森田二郎）

賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。陳情第5号の賛成討論を行います。

陳情にあります要件4つは、目指すところは教職員が真に子どもと向き合う時間を確保するためのものであります。

学校の多忙化、教職員の多忙化、長時間労働は全国も鳥取県も、そして若桜も共通であります。

これを陳情し願いをかなえることで、子どもたちと向き合える時間が確保されることを願い陳情に賛成するものです。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第5号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第14

次に請願第9号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。私は請願第9号について賛成討論を行います。

9月6日公表の東京商工リサーチ情報によると、今年1月から8月までの介護事業者の倒産がコロナ時を上回る114件と前年度同期の1.44倍に達したこと、そのうち55件が訪問介護であったことを伝えました。

この要因は4月の介護報酬改定で2~3%の報酬引下げによる経営の悪化の結果であるとされています。また、若桜町の令和5年度一般会計決算の説明資料でも訪問介護サービス確保対策事業として497万7,000円の補助がされていますが、これが社会福祉協

議会に対する特別地域訪問介護加算等の前年度の財源不足として充てられていることでも、訪問介護事業の困難さが分かります。

一方、訪問介護事業の打ち切りで一番困るのは利用者、家族です。9月7日のNHKテレビあさイチの特集番組で妻が訪問介護利用者で、夫が食事の介助をしている家族が紹介され、利用していた2つの事業所のうち、1つが6月で閉鎖となったことで、いわば、突然はしごを外された形のご主人は、保険料は20年上以上払い続けているのに、これは一種の裏切りだと怒りの声を発していました。必死に経営を維持しようと努力している事業所、利用者、家族の怒りの声に国は応えなければならぬと思います。

このまま訪問介護事業からの撤退する事業者が増えることは介護保険制度の根幹を揺るがすものであります、訪問介護に携わる介護職員の養成・確保も喫緊の課題です。そのためにも従事者の処遇改善が求められています。改定では介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしていますが、財源の根拠は不明確でベースアップが確実に実行されるかその保証はありません。

こうした介護報酬引下げのその事態を受け、6月5日衆議院厚生労働委員会では、介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともに、サービス提供体制を整備するための介護・障がい福祉従事者の処遇改善に関する決議が全会一致で議決されています。

また、全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会、日本ホームヘルパー協会は武見厚労大臣に対し、異例の抗議文を送っています。介護報酬と介護職員の処遇の速やかな改善が行われなければならないと考えます。以上、請願第9号に対する賛成討論を終わります。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第9号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第9号は不採択とすることに決定しました。

次に請願第10号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を上げるよう求める請願について討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。私は請願第10号について賛成討論を行います。

本日付、日本海新聞は、全国保険医団体連合会によるマイナ保険証利用について、5月以降の実態調査の中間報告を掲載しています。回答の1万242医療機関のうち、69.7%にあたる7,134が端末で読み取った名前や住所が不正確、他人の情報が紐づけられていたとの回答も155医療機関であったと伝えています。

不具合時の対応として現行の保険証で対応の仕方を確認したケースが多かった。窓口で一旦10割を請求したことがあったのは669医療機関だった。現行の保険証を残すべきだが7,881医療機関76.9%、延期すべきが1,439医療機関だったと伝えています。

記事にあるようにトラブルが続いていることも影響したと思われますが、厚労省6月調査では国家公務員のマイナ保険証利用率は5.7%、お膝元の厚労省でさえ6.4%、国民全体の利用率6.56%より低い利用率との結果が伝えられています。

翌月の7月は、国民の利用率は11.1%、少し増加したものの、88.87%は使用していません。紛失も含め、トラブルの多いマイナ保険証により、これまで習慣化している現行の健康保険証を使うことのほうが便利だからです。

来年12月2日以降、マイナ保険証を持たない人には資格確認書が渡されますが、その作成費用は莫大で、究極の無駄遣いだと批判もされています。数多い国民的批判の声があるにもかかわらず、それを無視し、国は逆に強引な形で利用推進を図っています。

デジタル担当の河野大臣はことあろうに、デジタル庁の会見や自民党所属議員向けの文書でマイナ保険証が利用できない医療機関を国のマイナンバー総合フリーダイヤルに通報するように呼びかけています。

これはマイナ保険証利用推進の有無による医療機関の差別とも言えるべきものであり、マイナ保険証を踏み絵とするものに等しいものです。拙速な一本化は健康保険証を持つことができない保険証難民の発生さえ危惧され、国民皆保険が根底から揺らぐ自体になりかねません。

今、必要とされることは何も不都合なく使っている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制に任せることです。以上、請願第10号の賛成討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第10号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第10号は不採択とすることに決定しました。

次に請願第11号 年金積立金の活用で物価上昇を上回る年金引上げを求める意見書提出についての請願書について討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は請願第11号について賛成討論を行います。

相次ぐ物価高騰により、昨年度より1世帯あたり10万6,000円も家計負担額が増額するという予測も出されている中、年金減額の仕組み、マクロ経済スライドにより、今年も年金は増額分2.7%から物価上昇率3.2%差引くと0.5%の実質減額となっています。

国民年金法第4条は、年金の額は国民の生活水準、他の諸事情に著しい変動を生じた場合には変動後の諸事情に応じるため、速やかに改定の措置が講じられなければならないとあり、物価上昇に見合う年金額引上げは当然のことです。

保険料を原資とした年金積立金は現在246兆円、この額は諸外国が数か月分程度に対して6年分の年金保険料額相当であり、累積運用益も132兆円もあります。

その中の運用益20年から23年までの超

過運用益36兆円の一部、わずか2,000億円で本年度減額分は十分カバーできると積算されています。

本請願はマクロ経済スライドを凍結することを前提としています。また、国民年金の積立金の運用の目的を定めた国民年金法第75条、積立金の運用は国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、国民年金事業の安定に資することを目的として行うことの規定にもかなうものと考えます。

鳥取県の年金総額は47都道府県の最下位ですが、その年金額が所得に占める割合は平成28年調査では最上位です。これは、鳥取県の年金は県民所得と家計消費に占める割合の高いことは明らかです。年金を引き上げることは鳥取県経済により影響を及ぼすことは間違ひありません。以上、本請願についての賛成討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第11号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第11号は不採択とすることに決定しました。

日程第7

閉会中の継続調査について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があり

ます。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については会議規則第127条の規定によってお手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

令和6年第5回若桜町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉会